

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定にあたって

(1) 基本的な考え方

- ①いじめ防止に関わる対策を行うことにより、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ②いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ③いじめ防止に関わる対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係機関、地域、家庭等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(2) めざす児童像

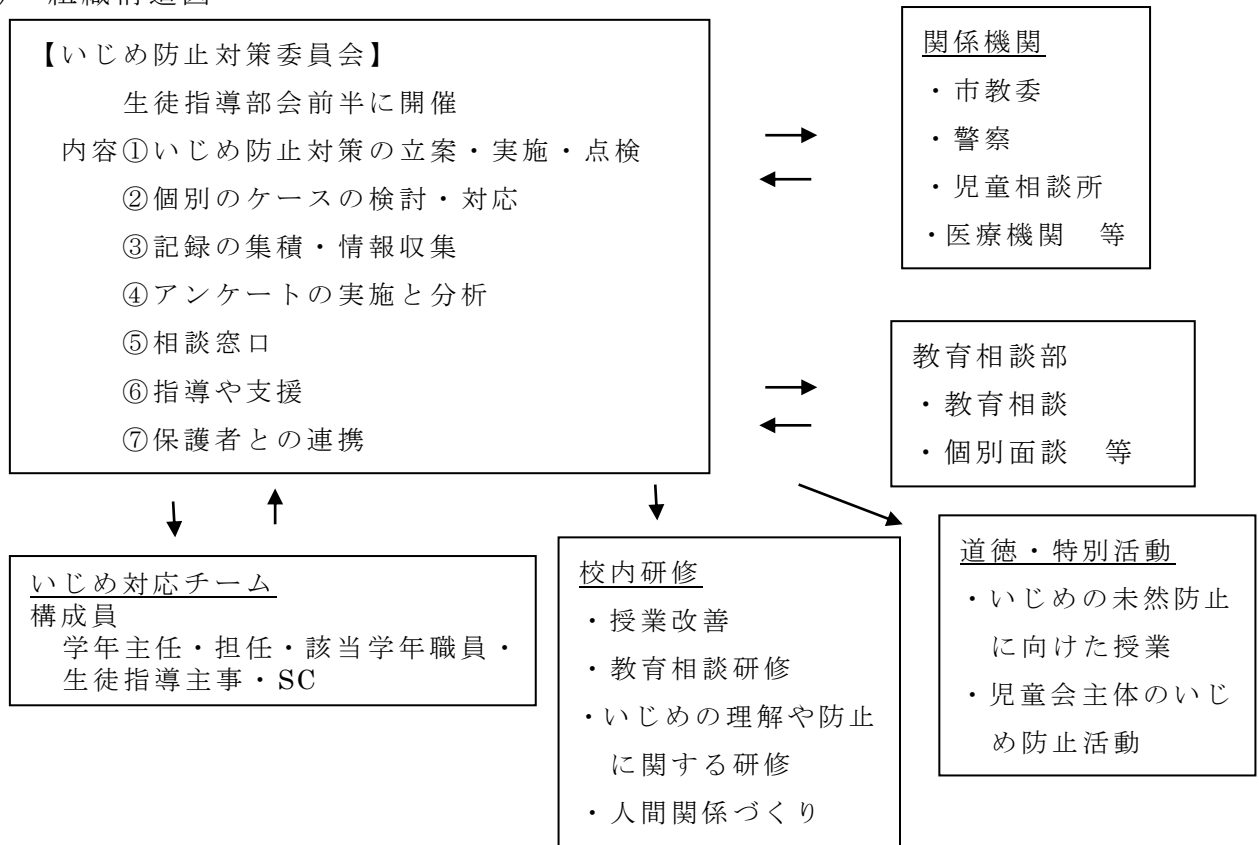
明るく広い心を持ち、物事を深く考え、いじめを絶対に許さない児童

2 組織及び校内態勢について

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止・早期発見・対処等、いじめに関わって組織的な対応を行う。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は以下の通りとし、必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家、関係機関等の支援を受けることとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネータ、養護教諭

(3) 組織構造図



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

○挨拶を大切にし、限られた集団の中だけでなく様々な場面で挨拶ができる明るい雰囲気をつくる。

○素直な心をもち善悪の判断ができる児童の育成に努める。

○基本認識とし、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。

○いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。

○いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

○保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

(2) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

①学級経営を基盤として望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。

(人間関係づくりに関わる活動の実施等)

②道徳・特別活動を通して規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。(「スマイルタイム」等の充実)

③子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。(児童会活動の活発化等)

④教職員全員が常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。(チェックリストの活用、アンケート項目の見直し等)

⑤スクールカウンセラーや外部機関との連携を密にする。

⑥教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

⑦教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

⑧地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(3) 指導計画・研修計画

いじめ防止に関わる年間計画(別紙)

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むことの必要性を共有し、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取り組み

①学級経営を基盤として望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。

(人間関係づくりに関わる活動の実施等)

②学習規律の徹底を基盤とした、わかる授業づくりを進め、すべての児童が授業に参加し、授業場面で活躍できる授業を工夫する。

③道徳・特別活動を通して、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。(縦割り活動「スマイルタイム」の内容充実等)

④子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。(児童会活動の活発化等)

- ⑤職員全員が常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。(チェックリストの活用、アンケートの実施と項目の見直し、児童との個別面談、保護者との教育相談等)
- ⑥スクールカウンセラーや外部機関との連携を密にする。
- ⑦教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
(いじめの加害者や傍観者を容認するような言動の防止、障害を持つ児童についての理解等)
- ⑧教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑨保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話・家庭訪問、教育相談、懇談会等)
- ⑩地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。(地域行事への参加、関係機関との情報共有、サポート会議等)

5 いじめ解消に向けて

(1) 基本方針

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

(2) いじめ解消に向けた取り組み

- ①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦必要に応じて、県や市の支援を受ける。

(3) 重大事態発生の場合

- 市教育委員会への報告
- 市教育委員会と連携した対応
- いじめ対策会議(仮称)を中心とした組織的な対応
- 関係児童及び全職員に対する聞き取り調査の実施
- 児童へのアンケート調査の実施
- 関係児童の保護者への連絡・対応
- 市教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関への対応
- 関係児童及び保護者の心のケア
- 他の児童への対応と心のケア

<参考>「重大事態」について(群馬県いじめ防止基本方針 P7 脚注 29 抜粋)
重大事態とは、法28条の規定に基づき、次の場合をいう。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当期間学校を欠席することを

余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」とは、30日を目安とする。

(4) その他

- ①市教委とは初期の段階から報告・連絡・相談に努め、十分な連携を図る。
- ②必要に応じ警察との連携を進める。
- ③児童相談所、こども発達支援課、医療機関等の関係機関との連携の必要性を常に意識して対応を進める。

6 その他

○評価と改善について

いじめ対策委員会で定期的にチェックを行うとともに、学期末の委員会においては学期ごとの評価を行いいじめ防止活動の改善を図る。

○保護者・地域への情報発信と啓発活動について

学校通信、Web ページを通じて児童が主体的に取り組むいじめ防止活動について知らせる。

学校評議員会、サポート会議等の場面でいじめ防止に関わる具体的な取り組みについて協議する。